

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第9号

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定下水道工事業者規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定の申請)</p> <p>第2条 排水設備工事の設計及び施行の事業を行おうとする者は、<u>管理者</u>に対し、指定下水道工事業者としての指定をするよう申請するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人の場合は、登記事項証明書（法人の現に効力を有する事項の全部を記載したものに限る。）、定款の写し、<u>代表者の住民票の写し及び</u>経歴書</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前項の申請をした者（以下「申請者」という。）及び申請者に<u>専属</u>して雇用される者（申請者が法人の場合はその役員を含む。以下「<u>専属従業員</u>」という。）のうち、責任技術者であるものの名簿（様式第3号）</p> <p>(5) 前号において責任技術者である<u>専</u></p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第2条 排水設備工事の設計及び施行の事業を行おうとする者は、<u>京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）</u>に対し、指定下水道工事業者としての指定をするよう申請するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人の場合は、登記事項証明書（法人の現に効力を有する事項の全部を記載したものに限る。）、定款の写し<u>及び</u>代表者の<u>経歴書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前項の申請をした者（以下「申請者」という。）及び申請者に雇用される者（申請者が法人の場合はその役員を含む。以下「<u>従業員</u>」という。）のうち、責任技術者であるものの名簿（様式第3号）</p> <p>(5) 前号において責任技術者である<u>従</u></p>

属従業員がある場合は、申請者とその者との雇用関係を証する書類

(6) 申請者及び専属従業員のうち、責任技術者であるものに対し、協会長が交付した下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の写し

(7) 排水設備工事の設計及び施行に必要な器材を有していることを証する書類（様式第4号）並びに写真

(8)・(9) （略）

(指定の基準)

第3条 （略）

(1) 申請者及び専属従業員において、責任技術者が1名以上あること。

(2)・(3) （略）

(4) （略）

ア～エ （略）

オ 過去3年間に下水道に関する法令、条例、規則又は規程（以下「関係法令等」という。）に違反したことがないこと。

カ・キ （略）

(5) （略）

2 （略）

(指定の取消し等)

第7条 （略）

2 （略）

3 前2項の規定による指定の取消し又は指定の効力の停止により生ずる損害

業員がある場合は、申請者とその者との雇用関係を証する書類

(6) 申請者及び従業員のうち、責任技術者であるものに対し、協会長が交付した下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の写し

(7) 排水設備工事器材調書（様式第4号）及び写真

(8)・(9) （略）

(指定の基準)

第3条 （略）

(1) 申請者及び従業員において、責任技術者を選任していること。

(2)・(3) （略）

(4) （略）

ア～エ （略）

オ 過去3年間に下水道に関する法令、条例、規則又は規程（以下「関係法令等」という。）に違反したことがあること。

カ・キ （略）

(5) （略）

2 （略）

(指定の取消し等)

第7条 （略）

2 （略）

3 前2項の規定による指定の取消し又は指定の効力の停止により生ずる損害

については、市は、その責めを負わない。

(指定の辞退等)

第9条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1)~(4) (略)

(5) 専属する責任技術者に異動があったとき。

(6) (略)

(団体の承認申請)

第13条 (略)

(1)~(3) (略)

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項
(新設)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 規約又は定款

(2) 団体員である指定下水道工事業者の氏名又は名称

(事務連絡会)

第32条の2 (略)

2 指定下水道工事業者（指定下水道工事業者が法人であるときは、指定下水道工事業者の代表者又は当該指定下水道工事業者に専属する責任技術者）は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

については、管理者は、その責めを負わない。

(指定の辞退等)

第9条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1)~(4) (略)

(5) 選任している責任技術者に異動があったとき。

(6) (略)

(団体の承認申請)

第13条 (略)

(1)~(3) (略)

(4) 団体員である指定下水道工事業者の氏名又は名称
(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

2 前項の申請書には、規約又は定款を添えなければならない。

(削除)

(削除)

(事務連絡会)

第32条の2 (略)

2 指定下水道工事業者（指定下水道工事業者が法人であるときは、指定下水道工事業者の代表者又は当該指定下水道工事業者により選任された責任技術者）は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

様式第1号（第2条及び第10条関係） （別紙1）	様式第1号（第2条及び第10条関係） （別紙2）
様式第2号（第2条関係）（別紙3）	様式第2号（第2条関係）（別紙4）
様式第3号（第2条関係）（別紙5）	様式第3号（第2条関係）（別紙6）
様式第8号（第9条関係）（別紙7）	様式第8号（第9条関係）（別紙8）
様式第9号（第9条関係）（別紙9）	様式第9号（第9条関係）（別紙10）
様式第10号（第13条関係）（別紙11）	様式第10号（第13条関係）（別紙12）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

（上下水道局下水道部管理課）

(別紙1) 改正前

様式第1号 (第2条及び第10条関係)

年 月 日

京都市指定下水道工事業者指定・更新指定申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

(ふりがな) 申請者の名称	
(ふりがな) 申請者住所又は所在地 及び電話番号	〒 ー 電話 ()
(ふりがな) 代表者氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)	
(ふりがな) 指定営業所名	
(ふりがな) 指定営業所所在地 及び電話番号	〒 ー 電話 () FAX ()

[添付書類]

- 1 個人の場合は、住民票の写し及び経歴書
- 2 法人の場合は、登記事項証明書（法人の現に効力を有する事項の全部を記載したものに限る。）及び定款の写し並びに代表者の住民票の写し及び経歴書
- 3 営業所平面図・付近見取図（様式第2号）及び営業所の写真
- 4 専属責任技術者名簿（様式第3号）及びこれとの雇用関係を証する書類並びに責任技術者証の写し
- 5 排水設備工事の設計及び施行に必要な器材を有していることを証する書類（様式第4号）並びに写真
- 6 誓約書（様式第5号）
- 7 その他管理者が必要と認める書類

(別紙2) 改正後

様式第1号 (第2条及び第10条関係)

年 月 日

京都市指定下水道工事業者指定・更新指定申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

(ふりがな) 申請者の名称	
(ふりがな) 申請者住所又は所在地 及び電話番号	〒 ー 電話 ()
(ふりがな) 代表者氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)	
(ふりがな) 指定営業所名	
(ふりがな) 指定営業所所在地 及び電話番号	〒 ー 電話 () FAX ()

[添付書類]

- 1 個人の場合は、住民票の写し及び経歴書
- 2 法人の場合は、登記事項証明書(法人の現に効力を有する事項の全部を記載したものに限る。)、定款の写し及び代表者の経歴書
- 3 営業所平面図・付近見取図(様式第2号)及び営業所の写真
- 4 責任技術者名簿(様式第3号)及びこれとの雇用関係を証する書類並びに責任技術者証の写し
- 5 排水設備工事器材調書(様式第4号)及び写真
- 6 誓約書(様式第5号)
- 7 その他管理者が必要と認める書類

(別紙3) 改正前

様式第2号 (第2条関係)

指定営業所の平面図・付近見取図			
平面図			<u>面積</u>
付近見取図	最寄りの駅	線	駅下車・バス・徒歩 分

- (注)
- 1 指定営業所の写真は、外部及び内部の状態が分かるものを数枚提出すること。
 - 2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
 - 3 付近見取図は、最寄りの駅等から目標を入れて分かりやすく記入すること。
 - 4 個人の場合は、営業拠点の箇所について記入すること。

(別紙4) 改正後

様式第2号 (第2条関係)

指定営業所の平面図・付近見取図			
平面図			<u>(削除)</u>
付近見取図	最寄りの駅	線	駅下車・バス・徒歩 分

- (注)
- 1 指定営業所の写真は、外部及び内部の状態が分かるものを数枚提出すること。
 - 2 平面図は、机の配置状況等を記入すること。
 - 3 付近見取図は、最寄りの駅等から目標を入れて分かりやすく記入すること。
 - 4 個人の場合は、営業拠点の箇所について記入すること。

(別紙5) 改正前

様式第3号 (第2条関係)

年 月 日

専 属 責 任 技 術 者 名 簿

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

指 定 番 号 第 号

申請業者氏名又は名称

指 定 営 業 所 名

〒 ー

指 定 営 業 所 所 在 地

電 話 番 号 ()

代 表 者 氏 名

(ふりがな) 専 属 者 氏 名	住 所	登録番号	摘 要
	〒		
	〒		
	〒		

[添付書類]

- 責任技術者証の写し
 - 責任技術者との雇用関係を証するものとして、下記のうちいずれか一つ
 - 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証 (雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く。) の写し
 - 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - 従業員全員の資金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
- (新設)

(注) 専属解除の場合は、名簿を別紙とするとともに、責任技術者証は原本を提示すること。

(別紙6) 改正後

様式第3号 (第2条関係)

年 月 日

責 任 技 術 者 名 簿

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

指 定 番 号 第 号

申請業者氏名又は名称

指 定 営 業 所 名

〒 ー

指 定 営 業 所 所 在 地

電 話 番 号 ()

代 表 者 氏 名

(ふりがな) 氏 名	住 所	登録番号	摘 要
	〒		
	〒		
	〒		

[添付書類]

- 責任技術者証の写し
- 責任技術者との雇用関係を証するものとして、下記のうちいずれか一つ
 - 組合健康保険又は政府管掌健康保険被保険者証 (雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く。) の写し
 - 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
 - 在職証明書 (任意様式)

(注) 選任解除の場合は、責任技術者証は原本を提示すること。この場合、1及び2の添付書類は不要。

(別紙7) 改正前

様式第8号 (第9条関係)

年 月 日

指定下水道工事業者指定辞退等届

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

届出事項	辞 退 ・ 休 止 ・ 再 開
指 定 番 号	第 号
(ふりがな) 申 請 者 の 名 称	
(ふりがな) 申 請 者 住 所 又 は 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 電話 ()
(ふりがな) 代 表 者 氏 名	
(ふりがな) 指 定 営 業 所 名	
(ふりがな) 指 定 営 業 所 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 電話 ()
〔理 由〕 	

〔添付書類〕

- 1 指定下水道工事業者証 (辞退又は休止の場合)
- 2 専属責任技術者の責任技術者証の写し

(別紙8) 改正後

様式第8号 (第9条関係)

年 月 日

指定下水道工事業者指定辞退等届

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

届出事項	辞退・休止・再開
指定番号	第 号
(ふりがな) 申請者の名称	
(ふりがな) 申請者住所又は所在地 及び電話番号	〒 電話 ()
(ふりがな) 代表者氏名	
(ふりがな) 指定営業所名	
(ふりがな) 指定営業所所在地 及び電話番号	〒 電話 ()
[理由] 	

[添付書類]

- 1 指定下水道工事業者証 (辞退又は休止の場合)
- 2 責任技術者の責任技術者証の写し

(別紙9) 改正前

様式第9号 (第9条関係)

年 月 日

指定下水道工事業者指定事項変更届

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項の規定に基づき、次のとおり変更の届出を
します。

指 定 番 号	第 号		
(ふりがな) 申 請 者 の 名 称			
(ふりがな) 申 請 者 住 所 又 は 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒		
	電話	()	
(ふりがな) 代 表 者 氏 名			
(ふりがな) 指 定 営 業 所 名			
(ふりがな) 指 定 営 業 所 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒		
	電話	()	
	FAX	()	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

(別紙10) 改正後

様式第9号 (第9条関係)

年 月 日

指定下水道工事業者指定事項変更届

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項の規定に基づき、次のとおり変更の届出を
します。

指 定 番 号	第 号		
(ふりがな) 申 請 者 の 名 称			
(ふりがな) 申 請 者 住 所 又 は 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒		
(ふりがな) 代 表 者 氏 名			
(ふりがな) 指 定 営 業 所 名			
(ふりがな) 指 定 営 業 所 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒	電話 ()	FAX ()
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

(別紙 1 1) 改正前

様式第 1 0 号 (第 1 3 条関係)

京都市指定下水道工事業者団体承認申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日

申請者 団 体 名
住 所
代表者氏名

京都市指定下水道工事業者規程第 1 2 条の規定による指定下水道工事業者団体の承認を受けたいので、同規程第 1 3 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

役 員 の 氏 名	役 員 の 氏 名
団体員である指定工事業者の名称及び代表者名 (団体員数) 別紙のとおり	

(別紙 1 2) 改正後

様式第 1 0 号 (第 1 3 条関係)

京都市指定下水道工事業者団体承認申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日

申請者 団 体 名
住 所
代表者氏名

京都市指定下水道工事業者規程第 1 2 条の規定による指定下水道工事業者団体の承認を受けたいので、同規程第 1 3 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

役 員 の 氏 名	役 員 の 氏 名
団体員である指定工事業者の名称及び代表者名 (団体員数) 別紙のとおり	

